

足監査公表第3号
令和元(2019)年11月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 萩原久雄

記

1 監査の種類 定例監査（出先機関等監査）

2 監査実施日 令和元年11月7日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた必要事項を記載した監査資料について内容調査し、現地査察を行うとともに、関係職員に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
第三中学校	財務（公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管）に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
市立美術館	財務（公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管）に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。